

(別表) (第2関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
帰国者・接触者外来等設備整備事業	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有する者に限る）等及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入をしているものに限る ※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。	10/10以内	感染症対策課 026-235-7336
外来対応医療機関設備整備等事業		別添1のとおり		10/10以内	
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床を増設する医療機関の開設者	次により算出された額×知事が必要と認めた数の合計額 ①(1)初度設備費 133,000円/床 (2)簡易陰圧装置 4,320,000/床 (3)簡易ベッド 51,400/台 (4)HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000円/施設 (5)HEPAフィルター付パーテーション 205,000円/台 ②人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 ① ・初度設備費 ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド ・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） ・HEPAフィルター付きパーテーション ※ただし、病床単位による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備整備を除き、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度4月1日から9月30日までに本事業により補助を受けた医療機関は対象外とする。 ②その他 ・人工呼吸器及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和4年度以前から継続して借入れをしているものに限る。 ※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。	10/10以内	
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床の確保を県が依頼した医療機関の開設者のうち、重点医療機関以外の医療機関の開設者（一般医療機関）	次により算出された額の合計額 ①稼働病床及び休止病床の確保料 別添2（1）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添3（1）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する ②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用 ※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。	10/10以内	
新型コロナウイルス感染症専用病棟等受入体制整備支援事業	新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ○稼働病床及び休止病床の確保料 別添2（2）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、令和5年5月7日までの病床確保料について、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添3（2）の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 なお、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの病床確保料は、別に定める基準を満たさない場合、算出された稼働病床及び休止病床の確保料を別添4①から⑤までのいずれかにより調整する	当該年度に係る 空床確保に要する経費 ※ただし、令和5年9月30日までの事業を対象とする。	10/10以内	

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
新型コロナウイルス感染症重症患者等入院医療機関病床確保事業	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を県が依頼した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 稼働病床及び休止病床の確保料 別添5の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数	当該年度に係る空床確保に要する経費 ※ただし、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業を対象とする。	10/10以内	感染症対策課 026-235-7336
新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症の院内感染が発生し、院内感染に対応するために病床を確保した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 稼働病床及び休止病床の確保料 別添5の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数	当該年度に係る空床確保に要する経費 ※ただし、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業を対象とする。	10/10以内	感染症対策課 026-235-7336
医療人材確保・派遣等支援事業	医療従事者を派遣する医療機関等の開設者	別添6のとおり	当該年度に係る派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費・宿泊費等（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料） ※新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業については、上記に加え、次の経費も対象とする 需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378 薬事管理課 026-235-7157 薬剤師の派遣に関すること
医療従事者宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100円/日 1食当たり 1,500円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る医療従事者の宿泊費、食糧費等 ※ただし、令和5年4月1日から令和5年5月7日までの事業を対象とする。	10/10以内	感染症対策課 026-235-7336

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。